

## 琉球大学学術リポジトリ

Fulton v. Philadelphia, 593 U.S. \_\_\_, 141 S. Ct. 1868 (2021)

里親支援機関が同性婚カップルを里親として認定しない限り、里親支援契約を締結しないとしたフィラデルフィア市の判断は信教の自由を侵害し、違憲であるとした事例（1）

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: ja<br>出版者:<br>琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科<br>公開日: 2022-04-05<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 小林, 祐紀<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.24564/0002017868">https://doi.org/10.24564/0002017868</a>  |

《資料》

## **Fulton v. Philadelphia, 593 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 1868 (2021) 里親支援機関が同性婚カップルを里親として認定しない限り、 里親支援契約を締結しないとしたフィラデルフィア市の 判断は信教の自由を侵害し、違憲であるとした事例(1)**

小林 祐 紀

### 訳者はしがき

本稿は、合衆国最高裁判所において、2020年11月4日に口頭弁論が開かれ、2021年6月17日に判決が下された *Fulton v. Philadelphia, 593 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 1868 (2021)* 判決の全訳である。本件は、ローマ・カトリック教会大司教区とつながりがあり、州の認可を受けている里親支援機関が、同性カップルを里親として認定しない限りフィラデルフィア市が契約を結ぶことを拒否するのは、合衆国憲法修正1条の信教の自由および言論の自由に違反すると主張して、同支援機関とつながりのある里親3名とともに、フィラデルフィア市とその担当部署を相手に訴訟(合衆国法典42編1983条)を提起した事件である。複数の団体が被告として訴訟参加した後、ペンシルベニア東部地区連邦地方裁判所は、*Employment Div., Dept. of Human Resources of Ore. v. Smith, 494 U.S. 827 (1990)* に基づいて、契約における差別禁止要件や公正慣行条例は、中立的で一般的に適用可能なものであることを理由に、原告支援機関と里親による緊急差止命令(TRO)および暫定的差止命令の申立てを棄却したため、双方が上訴した。第3巡回区連邦控訴裁判所のアンブロ裁判官は原判決を認容した。その後、合衆国最高裁判所への裁量上訴の申立てが受理された。合衆国最高裁判所は、全員一致で、市による契約拒否は修正1条の保障する信教の自由を侵害すると判断した。なお、本判決には、バレット裁判官が執筆し、カバノー裁判官とブライヤー裁判官(第1パラグラフ以外)が同調する同意意見のほか、アリート裁判官が執筆し、トーマス裁判官とゴーサッチ裁判官が同調する結論同意意見、ゴーサッチ裁判官が執筆し、トーマス裁判官、アリート裁判官が同調する

結論同意意見がある。本判決は、信教の自由とその解釈に大きな影響をもたらした Smith 判決の扱い方をめぐる最新の判例であるため、判決全文の翻訳を行うこととした。紙幅の関係で、本稿が複数回にわたることをあらかじめ断っておく。

## **Fulton v. Philadelphia, 593 U.S. \_\_\_, 141 S. Ct. 1868 (2021)**

### **【法廷意見】**ロバーツ長官執筆

ロバーツ長官が法廷意見を述べた。

カトリック・ソーシャル・サービス(CSS)は、フィラデルフィアの里親支援機関である。市は、CSS が結婚に関するその宗教的信念を理由に、同性カップルを里親として認定しないことを把握したときから、同機関への子どもの支援の委託を中止した。市は、CSS が同性カップルを認定することに同意しない限り、同機関との契約を更新しない。ここで提起されている問題は、フィラデルフィア市の行為が合衆国憲法修正 1 条に違反するかどうかである。

### **I**

カトリック教会は、2 世紀以上にわたり、フィラデルフィアの恵まれない子どもたちを支援してきた。1798 年に、市内の司祭が、黄熱病の流行で親を亡くした孤児たちを世話する団体を組織した。H. Folks, *The Care of Destitute, Neglected, and Delinquent Children* 10 (1902). 19 世紀には、修道女たちが貧しい孤児たちのための養育院を運営した。T. Hacs, *Second Home: Orphan Asylums and Poor Families in America* 24 (1997). 革新主義時代に養育院に対する批判が高まると、教会は子どもを里親に預けるためにカトリック児童局を設立した。原告である CSS は、今日もこの任務を継続している。

フィラデルフィアの里親支援制度は、市と CSS のような民間の里親支援機関の協力により成り立っている。子どもが自宅で生活できない場合、市の福祉局は子どもの養育権を引き受ける。福祉局は、こうした子どもの一部を里親に預けるために、民間の里親支援機関と標準年間契約を締結する。

里親を決定するプロセスは、里親候補者の審査から始まる。ペンシルベニア州法に基づき、CSS のような州の認可を受けた支援機関は、里親を認定する権

限を与えられている(55 Pa. Code § 3700.61 (2020))。里親の認定に先立ち、支援機関は家庭を調査し、家族の「子どもを世話し、養育し、監督する能力」、「現在の家族関係」、および里親支援機関と「連携する」能力を含む法定基準について検討しなければならない(§ 3700.64)。支援機関は、「里親を承認するか、承認しないか、または暫定的に承認する」のかを決定しなければならない(§ 3700.69)。

福祉局は、子どもを里親に預けたいとき、契約を結んでいる支援機関に対し委託と呼ばれる依頼を行う。支援機関は、子どもを受け入れることができる認定済家族がいるかどうかを報告し、福祉局は最適と思われる家族に子どもを預ける。支援機関は、子どもが預けられている期間中、家族への支援を行う。

CSSの宗教的信念は、この制度におけるその活動の特徴づけている。CSSは、「結婚は男性と女性の間の神聖なる結びつきである」と信じている。CSSは、里親候補を認定することは彼らの関係を承認することであると理解しているため、未婚のカップル(その性的指向にかかわらず)または同性婚カップルを認定しない。CSSは、ゲイまたはレズビアンである個人を独身の里親と認定すること、またはゲイまたはレズビアンの子どもの里親に預けることに反対していない。同性カップルが、CSSに対し認定を申請したことは一度もない。同性カップルからの申請があれば、CSSは彼らに、市内の20を超える、いずれも現在同性カップルを認定している他の支援機関を紹介する。CSSは50年以上にわたり、これらの信念を維持しつつ、里親支援を提供するために市と契約を結んできた。

しかし、2018年に状況が変わった。別の支援機関に関する苦情を受けた後、ある新聞に、フィラデルフィア大司教区の広報担当者が、CSSは同性婚カップルを里親候補として認定できないと述べたことを報じる記事が掲載された。市議会は、市には「信教の自由の名の下に行われる差別から市民を保護する法がある」と述べ、調査を要請した。App. to Pet. for Cert. 147a. フィラデルフィア人間関係委員会は調査を開始した。そして、福祉局長はCSSの指導者と面会した。彼女は、「100年前と状況は変わっており」、「我々はカトリック教会を代表するローマ教皇フランシスコの教えに従うことが望ましい」と述べた。App. 366. 福祉局はこの面会の直後にCSSに対し、今後同機関に子どもへの支援を委託しないことを通知した。市は後日、CSSが同性カップルの認定を拒否

していることは、同機関と市の契約における差別禁止条項、および市全体に適用される公正慣行条例の差別禁止要件に違反していると説明した。市は、CSS が同性カップルを認定することに同意しない限り、将来的に同機関と総合的な里親支援契約を結ばないと通知した。

CSS および CSS とつながりのある 3 名の里親は、市、福祉局および委員会を相手に訴訟を提起した。児童擁護サポート・センターとフィラデルフィア・ファミリー・プライドが、被告として訴訟参加した。この点に関連して、CSS は、市による委託中止は合衆国憲法修正 1 条の信教の自由および言論の自由に違反すると主張した。CSS は、CSS に同性カップルの認定を要求することなく、子どもへの支援の委託を継続するよう福祉局に指示する緊急差止命令および暫定的差止命令を求めた。

連邦地方裁判所は、暫定的差止救済請求を棄却した。連邦地方裁判所は、契約上の差別禁止要件および公正慣行条例は、Smith 判決(1990 年)に基づき中立的で、一般的に適用可能であると判断され、よって信教の自由に関する主張が認められる可能性は低いと結論づけた。320 F.Supp.3d 661, 680–690 (E.D. Pa. 2018)。連邦地方裁判所はさらに、CSS は政府によるプログラムの一貫として認定を行っていることから、言論の自由の主張が認められる可能性も低いと判断した。*Id.*, at 695–700。

第 3 巡回区連邦控訴裁判所は原判決を認容した。両当事者間の契約が終了していたことから、連邦控訴裁判所は、市が性的指向に基づく差別を禁止する新たな文言を追加することを、契約更新の条件として要求することができるかどうかに関心をあてた。922 F.3d 140, 153 (2019)。連邦控訴裁判所は、市が提案する契約条件は、Smith 判決に基づき中立的で、一般的に適用可能である指針であると結論づけた。922 F.3d at 152–159。連邦控訴裁判所は連邦地方裁判所と同じ理由で、里親支援機関の言論の自由の主張を棄却した。*Id.*, at 160–162。

CSS と里親たちは、さらなる審理を求めた。彼らは、市の行為は Smith 判決に基づき認められるとする第 3 巡回区連邦控訴裁判所の判断を争って、本法院に再審理を求めている。我々は裁量上訴の申立てを受理した。589 U.S. \_\_\_, 140 S.Ct. 1104, 206 L.Ed.2d 177 (2020)。

## II

## A

合衆国憲法修正 1 条の信教の自由は、修正 14 条に基づき各州に適用されるものであり、「連邦議会は、(宗教の)自由な行使を妨げる法律を制定してはならない」と規定している。最初の問題として、市の行為が CSS にその任務を縮小するか、またはその信仰と相容れない関係を承認するかの選択を迫り、その宗教的活動に負担を課したことは明白である。市はこれに異議を唱えている。市の見解では、認定は里親が法定基準を満たしていることのみを反映するものであり、支援機関が里親の関係を承認することを反映するものではない。しかし、CSS は当該認定が承認と等しいと考えている。そして、「宗教的信念が修正 1 条に基づく保護を受けるために、他者にとって受け入れ可能で、合理的で、一貫性があり、または理解可能である必要はない」。Thomas v. Review Bd. of Ind. Employment Security Div., 450 U.S. 707, 714, 101 S.Ct. 1425, 67 L.Ed.2d 624 (1981). 我々の任務は、市が CSS の宗教的活動に課した負担が、憲法上許されるか否かを決定することである。

Smith 判決は、宗教に偶発的に負担を課す法律は、中立的で一般的に適用可能である限り、通常は信教の自由条項の下での厳格審査の対象とはならないと判示している。494 U.S. at 878–882, 110 S.Ct. 1595. CSS は、Smith 判決を覆すことを強く要請しており、本判決の結論同意意見はこれを支持している。see *post*, pp. 1883 – 1884 (アリート裁判官の意見); *post*, p. 1926 (ゴーサッチ裁判官の意見). しかし、我々はここでその判決を再検討する必要はない。市は、中立的で一般的に適用可能であるという要件を満たさない指針により、CSS の宗教的活動に負担を課したことから、本件は Smith 判決の射程は及ばないことになる。See Church of Lukumi Babalu Aye, Inc. v. Hialeah, 508 U.S. 520, 531–532, 113 S.Ct. 2217, 124 L.Ed.2d 472 (1993).

政府が宗教的信念に不寛容な方法で行動するとき、または宗教的性格を有することを理由にかかる活動を制限するとき、政府の行為は中立的ではなくなる。See Masterpiece Cakeshop, Ltd. v. Colorado Civil Rights Comm'n, 584 U. S. \_\_\_, \_\_\_–\_\_\_, 138 S.Ct. 1719, 1730–1732, 201 L.Ed.2d 35 (2018); Lukumi, 508 U.S. at 533, 113 S.Ct. 2217. CSS は、市がこの中立性の基準に違反したことを示すと CSS が

信じる記録の証拠を提示しているが、我々は、本件は一般的な適用可能性という指標(rubric)に基づいて解決する方が、より明快であると考える。

ある法律が、政府が「個別免除のメカニズム」を用いて個人の行為の特定の理由を検討することを「引き起こす(invite)」場合、その法律は一般的に適用可能であるとは言えない。Smith, 494 U.S. at 884, 110 S.Ct. 1595 (quoting *Bowen v. Roy*, 476 U.S. 693, 708, 106 S.Ct. 2147, 90 L.Ed.2d 735 (1986)) (バーガー長官の意見にパウエル裁判官とレーンキスト裁判官が同調)。たとえば、*Sherbert v. Verner*, 374 U.S. 398, 83 S.Ct. 1790, 10 L.Ed.2d 965 (1963) では、セブンスデー・アベンチスト教会の信者が、土曜日に勤務しないことを理由に解雇された。自身の信仰に従って安息日を守ることが認められる仕事を見つけれなかったため、彼女は失業給付を申請した。*Id.*, at 399–400, 83 S.Ct. 1790。州は、「正当な理由なく、適した職があったにもかかわらず就職しなかった」申請者の受給資格を認めない法律に基づき、彼女の申請を却下した。*Id.*, at 401, 83 S.Ct. 1790。我々は、この申請の却下が彼女の信教の自由を侵害しており、やむにやまれぬ利益が認められる場合のみ当該制約が正当化されると判示した。*Id.*, at 406, 83 S.Ct. 1790。

Smith 判決は後に、「正当な理由」の基準は政府が各申請の背景にある状況に基づき免除することを認めていたことから、*Sherbert* 事件の失業給付法は一般的に適用可能なものではなかったと説明している。See 494 U.S. at 884, 110 S.Ct. 1595 (citing *Roy*, 476 U.S. at 708, 106 S.Ct. 2147; *Sherbert*, 374 U.S. at 401, n.4, 83 S.Ct. 1790)。Smith 判決はさらに、「州が個別免除の制度を設けている場合は、やむにやまれぬ理由がない限り、その制度を『宗教的苦難』の事案に適用することを拒否できない」と判示した。494 U.S. at 884, 110 S.Ct. 1595 (quoting *Roy*, 476 U.S. at 708, 106 S.Ct. 2147); see also *Lukumi*, 508 U.S. at 537, 113 S.Ct. 2217 (same)。

宗教的行為を禁止する一方で、政府が主張する利益を同様に害する非宗教的な行為を認める法律も、一般的に適用可能なものとは言えない。たとえば、*Church of Lukumi Babalu Aye* 事件では、ハイアリーア市はサンテリア教のしきりである動物の犠牲を禁止する複数の条例を可決した。*Id.*, at 524–528, 113 S.Ct. 2217。市は、これらの条例は「公衆の場における動物の死体の処分により脅かされた」公衆衛生を守るという点からも必要であったと主張した。*Id.*, at

544, 113 S.Ct. 2217. しかしこれらの条例は、ハンターによる獲物の処分や、レストランでの不適切なゴミの処分という、同様の危険を及ぼす行為については規制していなかった。 *Id.*, at 544–545, 113 S.Ct. 2217. 本法廷は、このような過少包摂性を有するような規制は、本件で問題となった条例が一般的に適用可能でのものでないことを意味していると結論づけた。 *Id.*, at 545–546, 113 S.Ct. 2217.

## B

市は当初、CSS の活動が里親支援標準契約の 3 条 21 項に違反していると主張した。しかしながら、我々は、この規定は **Smith** 判決で求められた一般的な適用可能性を具備していないと判断する。現行の 3 条 21 項の該当箇所は、次のように規定している。

「**委託の拒否**。支援提供者は、里親または養親候補を含むがこれに限定されない子または家族に対する支援を、彼らの性的指向を理由に拒否してはならない。ただし、福祉局長または福祉局長の指名を受けた者が、その独自の裁量により例外を認める場合はこの限りではない。」*Supp. App. to Brief for City Respondents 16–17.*

この規定は、「本契約に基づき実行される業務」(App.560)と定義される「支援」を、里親の性的指向に関係なく提供することを支援機関に要求している。

**Sherbert** 事件の正当な理由の規定と同様、3 条 21 項は個別免除制度を取り入れており、この規定では福祉局長の「独自の裁量」で免除が認められる。市は、福祉局長が CSS に対し「免除を認める意思はない」ことを明確にしている (App. to Pet. for Cert.168a)。しかし、市は「やむにやまれぬ理由がない限り、その(免除)制度を『宗教的苦難』の事案に適用することを拒否できない」。 **Smith**, 494 U.S. at 884, 110 S.Ct. 1595 (quoting **Roy**, 476 U.S. at 708, 106 S.Ct. 2147).

市と訴訟参加した被告らは、複数の根拠に基づきこの結論に対抗している。彼らはまず、政府は請負契約者に対する規則を設ける際、信教の自由条項に基づき、一般市民を規制するときよりも広汎な裁量を認められるべきであると主張した。彼らは、政府が内部運営を管理する際に、より強い権限を駆使するものであると述べた。 See **NASA v. Nelson**, 562 U.S. 134, 150, 131 S.Ct. 746, 178 L.Ed.2d 667 (2011); **Engquist v. Oregon Dept. of Agriculture**, 553 U.S. 591, 598–600, 128 S.Ct. 2146, 170 L.Ed.2d 975 (2008). そして、個人が政府に雇用される、



または政府と契約を結ぶ際、彼らはその条件として自身の自由に特定の制限が課せられることを受け入れるのである。See *Garcetti v. Ceballos*, 547 U.S. 410, 418–420, 126 S.Ct. 1951, 164 L.Ed.2d 689 (2006); *Board of Comm'rs, Wabaunsee Cty. v. Umbehr*, 518 U.S. 668, 677–678, 116 S.Ct. 2342, 135 L.Ed.2d 843 (1996)。市と訴訟参加した被告らは、かような文脈から、政府が CSS のような請負契約者に対応する場合には、より広汎な裁量が認められるべきであると主張した。

これらの議論は、ここでは市の救いとはならない。フィラデルフィア市が正確に認めているように、「中立性と一般的適用可能性の原則は、管理者としての政府の能力を制約する」。Brief for City Respondents 11–12。我々は、政府が管理者として行動する際に、宗教を差別することができると示唆したことは一度もない。Smith 判決自体も、政府の内部運営に関わる事件から中立性と一般的適用可能性の基準を導き出した。See 494 U.S. at 883–885, and n. 2, 110 S.Ct. 1595 (citing *Lyng v. Northwest Indian Cemetery Protective Assn.*, 485 U.S. 439, 108 S.Ct. 1319, 99 L.Ed.2d 534 (1988); *Roy*, 476 U.S. 693, 106 S.Ct. 2147)。このことから、市と訴訟参加した被告らは、本法廷が契約の文脈において指針が中立的で一般的に適用可能かを決定する際に、より敬讓的なアプローチをとることのみを求めている。我々は、本件の細かな点を解決する必要はない。我々が市に対してどの程度の敬讓を払うかに関係なく、完全に自由裁量的な正式な免除制度が 3 条 21 項に含まれていることにより、契約上の差別禁止要件は一般的に適用可能でなくなるのである。

このことは恐らく、市が今になって、CSS による同性カップルの認定拒否に 3 条 21 項がやはり適用されないと主張している理由であろう。Contrast App. to Pet. for Cert. 167a–168a with Brief for City Respondents 35–36。市はその代わりに、3 条 21 項は「支援機関が認定済の里親に対して子を預ける『委託』を拒否する権利」のみに関わると述べている。Brief for City Respondents 36。我々は、市が初めてこの点を正確に理解したと考える。この規定の見出しは「委託の拒否」となっているが、その規定はより広汎であり、「里親候補」に対する「支援」の拒否を無制限に禁止している。Supp. App. to Brief for City Respondents 16。市は、認定が里親支援機関に委託されたサービスの 1 つであることから、3 条 21 項の適用範囲を縮小しようとすることは無駄な試みであると主張してい

る。See A. Scalia & B. Garner, *Reading Law: The Interpretation of Legal Texts* 222 (2012) (“[A] title or heading should never be allowed to override the plain words of a text.”). さらに市は、将来の契約では同性カップルの認定を CSS の義務とすることを宣言したすぐ後に、現行版の 3 条 21 項を承認している。

市と訴訟参加した被告らは、3 条 21 項の免除システムにかかわらず、契約の別の規定が独立して里親の認定における差別を禁止していると付け加えている。その規定である 15 条 1 項は、性的指向に基づく差別を禁止しており、一見したところ例外を認めていない。See *Supp. App. to Brief for City Respondents* 31. しかし、州法は、「契約の一部を、別の個所を無効化するような形で解釈することはできない」ことを明確にしている。Shehadi v. Northeastern Nat. Bank of Pa., 474 Pa. 232, 236, 378 A.2d 304, 306 (1977); see *Commonwealth ex rel. Kane v. UPMC*, 634 Pa. 97, 135, 129 A.3d 441, 464 (2015). この「基本的」ルールをここで適用すると、市によるそのような例外を認める権限の留保が無効にならないように、3 条 21 項の例外は 15 条 1 項の禁止事項にも適用されなければならない。その結果、契約は全体として一般的に適用可能な差別禁止要件を含んでいない。

最後に、市と訴訟参加した被告らは、福祉局長が実際に例外を認めたことがないことを理由に、3 条 21 項に基づき例外が認められていることは無意味である主張している。この主張は、問題点を誤解している。実際に例外が認められたことがあるか否かにかかわらず、例外を認める正式なメカニズムを設けることにより、指針は一般的に適用可能なものではなくなる。なぜなら、このようなメカニズムは、どの理由が指針に従わない理由として福祉局長の単独の裁量で考慮する価値があるかを、政府が決めるという状況を「引き起こす」からである。

結論同意意見は、いずれの当事者も本法廷においてこのような議論を提示していないと異議を唱える。Post, at 1928 – 1929 (ゴーサッチ裁判官の意見). しかし、CSS は合衆国政府の支持を受けて、市が「CSS のために作った 3 条 21 項は、『彼らの性的指向』を理由に『子または家族を拒否してはならない』とする要件について、自由裁量に基づく『例外』を認めており」、「このことだけでも厳格審査のきっかけとなる」と主張している。Reply Brief 5 (quoting *Supp. App.* to

Brief for City Respondents 16; some alterations in original); see also Brief for Petitioners 26–27 (section 3.21 triggers strict scrutiny); Brief for United States as Amicus Curiae 21–22 (same). 結論同意意見は、市による3条21項の解釈を支持するが、see *post*, at 1928 – 1929. 我々はCSSの見解の方がより説得力があると考えている。

## C

当該契約に依拠した主張に加え、市は、CSSが同性カップルを拒否したことは、公正慣行条例に反する「公共施設による違法な慣行」を構成すると主張している。この条例は、「個人が公共施設を利用する機会を認めないこと、またはこれに干渉すること、あるいは他の方法により個人の人種、民族、肌の色、性別、性的指向……障害、婚姻関係(もしくはその他の複数の保護分野)を理由に差別すること」を禁止している。Phila. Code § 9–1106(1) (2016). 市は、里親支援機関は公共施設であり、よって里親を認定する際に性的指向を理由に差別することが禁じられていると主張している。

CSSは、「里親支援がフィラデルフィアの『公共施設』として扱われたことはない」と反論している。Brief for Petitioners 13. CSSは、いずれにせよ市はCSSの宗教的活動をこの条例の例外として認めないにもかかわらず、非宗教的な理由では例外を認めていることから、この条例を一般的に適用可能なものと認めることはできないと付け加えている。しかし、この憲法上の論点は、そもそもCSSにこの条例が適用される場合にのみ問題となる。我々は、里親支援機関は認定を行う際に、公共施設の役割を果たしているわけではないことから、この条例がCSSに適用されないと判断する。

この条例は、関連する箇所において、公共施設を「免許を与えられているか否かにかかわらず、公共の支援または取引を募り、または受け入れているか、その製品、サービス、設備、特権、施設、利益または便宜が供与、提供、販売または他の方法により一般に利用可能となっている場所、提供者または公共輸送機関」と定義している。§ 9–1102(1)(w). 認定は、言葉の通常の意味において「一般に利用可能」となっていない。サービスを「利用可能」にすることは、それを「使用可能、入手可能」にすることを意味する。Merriam-Webster's Collegiate Dictionary 84 (11th ed. 2005); see also 1 Oxford English Dictionary 812 (2d ed. 1989)

(“capable of being made use of, at one's disposal, within one's reach”). 関連する州法によって、この点が説明されている。ペンシルベニア州差別禁止法は、同様に公共施設を「一般市民に開かれており、一般公共の支援を受け入れるまたは募る」施設と定義している。Pa. Stat. Ann., Tit. 43, § 954(l) (Purdon Cum. Supp. 2009). 同法は、ホテル、レストラン、薬局、水泳プール、床屋、公共輸送機関等の例により、この定義を具体的に示している。*Ibid.* 「共通のテーマ」は、公共施設が「一般市民を構成する個人が希望する場合に、その利益を利用することができるようにして、一般市民に利益を提供」しなければならないということである。Blizzard v. Floyd, 149 Pa. Commw. 503, 506, 613 A.2d 619, 621 (1992).

反対に里親としての認定は、一般に利用可能なものとはなっていない。里親の認定は、個々に合わせた選択的な評価であり、ホテルでの滞在、レストランでの食事、またはバスの乗車とは異なるものである。その手続きには、3か月から6か月かかる。申請者は、身元調査と身体検査に通らなければならない。里親支援機関は集中的な家庭調査を実施して、申請者の「精神的および感情的適応力」、「家族、友人、近隣住民とのつながり」、「現在の家族関係、申請者自身の子と親子関係に関する態度と期待」などについて評価しなければならない。55 Pa. Code § 3700.64. 近所のバス停でこのような質問をしたら驚かれるであろう。そして当然のことながら、各支援機関はこの慎重な手続きに異なる角度からアプローチする。市自らが里親候補者に説明しているように、「各支援機関には、少しずつ異なる要件、専門分野、トレーニング・プログラムがある」。App. to Pet. for Cert. 197a. こうした内容のすべてが、画一的な公共施設モデルが里親支援機関にはあてはまらないことを裏づけている。

市は本法廷に対し、CSS は条例が定義する公共施設の要件を満たしているとする連邦地方裁判所と正反対の決定を支持するよう求めている。結論同意意見は市の主張を支持しており、民間の宗教法人による里親支援機関を公共施設とみなすことについて不一致を見出していない。See *post*, at 1927 (ゴースッチ裁判官の意見). 我々は、市および結論同意意見の見解と異なる。「我々は、通常は下級裁判所による州法解釈に従うが、常にそうするわけではない」。Frisby v. Schultz, 487 U.S. 474, 483, 108 S.Ct. 2495, 101 L.Ed.2d 420 (1988). この点について、下級裁判所に敬讓を払うことは不適切である。連邦地方裁判所は、認定手

続に独特の選択的性質を考慮していないが、これは条例の適用可能性に影響を与えることである。我々は、「里親支援は市の公正慣行条例における『公共施設』に該当せず、よって同条例に拘束されない」という、CSS が本件当初から維持している見解を支持する。App. to Pet. for Cert. 159a. よって、我々は、条例が一般的に適用可能なものかどうかを審査する必要はない。

### III

契約上の差別禁止要件は、CSS の宗教的活動に負担を課しており、一般的に適用可能なものとは認められない。結論同意意見は、「裁判所は Smith 判決を覆すか否かを決定するために裁量上訴を受理した」と主張しており、本法廷が「この問題を避け」ようとしていると非難している。Post, at 1926 (ゴーサッチ裁判官の意見)。しかし本法廷は、フィラデルフィア市の行為が我々の判例に基づき認められるかを決定するための審査も行った。See Pet. for Cert. i. CSS は、市の行為がそれらの先例に基づいて「最も厳格な審査」の対象となることを示した。Lukumi, 508 U.S. at 546, 113 S.Ct. 2217. したがって、我々は市の行為を Smith 判決に関係なく厳格審査の下で検討したことから、我々はその決定をここで再検討する必要はない。

政府の指針は、「最も重要な利益」を促進させ、これらの利益を達成するための手段が狭く仕立てられている場合にのみ厳格審査に耐えることができる。Lukumi, 508 U.S. at 546, 113 S.Ct. 2217. 換言すれば、政府は宗教に負担を課さない方法で利益を達成できる限り、そうしなければならないのである。

市は、その差別禁止指針が 3 つのやむにやまれぬ利益に資すると主張している。すなわち、里親数の最大化、市を法的責任から保護すること、そして里親および里子候補者の平等な扱いを保証することである。市はこれらの目的を非常に漠然と述べているが、修正 1 条の下ではより厳密な分析を要求される。See *Gonzales v. O Centro Espírita Beneficente União do Vegetal*, 546 U.S. 418, 430–432, 126 S.Ct. 1211, 163 L.Ed.2d 1017 (2006) (discussing the compelling interest test applied in *Sherbert and Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205, 92 S.Ct. 1526, 32 L.Ed.2d 15 (1972)). むしろ裁判所は、「利益の漠然とした説明」に依拠するのではなく、「特定の宗教に属する請求者に、特定の免除を認めることに害があるとの主張を審査」しなければならない。O Centro, 546 U.S. at 431, 126 S.Ct. 1211. したがっ

て、ここでの問題は、市が差別禁止指針を一般的に強制することにやむにやまれぬ利益があるか否かではなく、市がCSSを例外として認めることを拒否することにそのような利益があるかである。

論点を適切に絞ったところ、市が主張する利益は不十分なものである。里親の数を最大化し、法的責任を最小化することは重要な目的である。しかしながら、市は、CSSを例外として認めることで、これらの目的が危険にさらされることを示していない。どちらかといえば、CSSがプログラムに参加することにより、子を受け入れることができる里親の数は減少するのではなく、増加するであろうと思われる。法的責任については、市は、CSSによる認定行為が原因となり、市が訴えられる可能性があるという推測を示しているにすぎない。そのような推測は、厳格審査を満たすには不十分であり、see *Brown v. Entertainment Merchants Assn.*, 564 U.S. 786, 799–800, 131 S.Ct. 2729, 180 L.Ed.2d 708 (2011), それは特に里親を認定する権限は、市ではなく州から支援機関に委任されるものであることからである。see 55 Pa. Code § 3700.61.

最後は、里親および里子候補者の平等な扱いについての市の利益の問題である。「我々の社会は、ゲイの人々とゲイのカップルを社会の除け者、または尊厳と価値において劣る者として扱ってはならないという認識に至っている」ことから、これが重要な利益であることに疑いはない。*Masterpiece Cakeshop*, 584 U. S., at \_\_\_, 138 S.Ct., at 1727. しかし本件の事実関係において、この利益を根拠として、宗教的活動を理由にCSSを例外として認めないことは正当化できない。契約に基づき例外制度を設けたことは、差別禁止指針が一切の逸脱を認めないとする市の主張の説得力を損なわせる。See *Lukumi*, 508 U.S. at 546–547, 113 S.Ct. 2217. 市は、他者には例外を認める一方で、CSSにはこれを認めない、やむにやまれぬ理由を述べていない。

フィラデルフィア市が認めているように、CSSは「長年にわたり、市の里親制度にとっての一筋の光であった」。Brief for City Respondents 1. CSSは、その宗教的信念と一致した方法でフィラデルフィアの子ども達を支援し続けることを可能にする便宜的供与(accommodation)のみを求めており、自らの信念を他者に強制することは望んでいない。CSSが同性カップルを里親として認定することに同意しない限り、里親支援サービスの提供契約を結ぶことを拒否するフ

ィラデルフィア市の行為は、厳格審査に耐えうるものではなく、合衆国憲法修正1条に違反する。

市の行為が信教の自由条項に違反するという結論に至ったことから、我々は市の行為が言論の自由条項にも違反するかを検討する必要はない。

第3巡回区連邦控訴裁判所の判決は破棄され、事件は本意見と合致するさらなる訴訟手続のために差し戻される。

そのように命じられる。